IBM株の税金

確定申告の時期です。

親鴨会のメンバーでも、確定申告により医療費控除やふるさと納税・寄付金控除など還付申請をされている方は多いと思います。

ところで、IBM時代に社員持ち株会でIBM株を購入され退職後も保有されている方も多いでしょう。

IBMは比較的配当が良く、1000株程度の保有でも、年間税込み70万円程度の配当金があります。（もちろん年により違います）

これにアメリカの所得税10%、日本の所得税・地方税等20%強が源泉徴収され、手取りは50万円程度に減少していると思います。

実はアメリカ・日本の二重課税への控除制度があります。

確定申告で外国税控除申請をすれば、源泉徴収されていた税の一部が還付されます。

私は最近までこの制度を知らず、還付を受けていませんでした。

今は還付を受けて、1,000株未満の小株主ですが、還付金が毎年3～4万円もあります。

もし、外国税控除申請をしていない方は是非申請をお勧めします。

4年間さかのぼって5年分が申請できるはずです。大きいですよ。

なお、日本の配当税も20%強ときわめて大きいです。

他に株をお持ちの方は、その売買損（含みも含め）で、日本の配当税を取り戻せます。毎年確定申告をしている方は、ちょっと手間を追加するだけで結構還付金がありますよ。

＊確定申告・外国税控除申請の手順

IBM株を預けている証券会社より年末に入手できる「特定口座年間取引報告書」を準備します。

（過去のものも証券会社のご自分のページにあるはずです。）

この報告書を見ながら外国税控除額を計算し、

確定申告書の右側中央付近の「外国税控除額」欄に記入して、終わりです。

外国勢控除額の計算はネットを使用しているか否かで異なります。

Ⅰ）　ネット利用の方（e-tax あるいは、パソコンで確定申告書を作りプリント・提出する方式の方）

1. まず従来通り確定申告書を仕上げます。（「外国勢控除」以外）
2. 申告書の右側「税金の計算欄」の中、やや下方に「外国税控除額」欄があります。この「外国税控除額」欄をクリックし、

「外国税控除明細書」の作成です。特定講座年間取引報告書を見ながら項目を埋めていきます。

前年からの持越しなどは関係ないでしょうから無視します。

1. 以上で明細書が完成。控除額も計算され終了です。

初めての方は意味が分かり難い欄もありますが、詳細は下記に税務署資料を参照ください。

Ⅱ）　全く手書きで申請書を作っている方は、税務署から「外国税控除明細書」のフォームを入手し、この明細書の作成により

外国税控除限度額や外国税控除額を自分で計算し、上記「外国税控除額」欄に記入します。計算式は簡単です。

詳細を知りたい方は、インターネットで「確定申告、外国税控除申請、手順」と入力すれば、詳細が出てきます。

内容は詳細過ぎて読むのも面倒ですが。

以上参考にされて、無事還付されることを念じています。